発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 909

平成29年4月24日 (月曜日)

発行)株式会社ノースアイランド東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

社長や執行役員を若手社員が教育する 資生堂「リバースメンター制度」導入の狙い

新年度を迎えたこの時期、マネジメント層は新 入社員やチームの新メンバーへの教育に腐心す る。では、マネジメント層はどうやって学べばい いのだろうか。とりわけ、役員クラスは難しい。 外部の研修やセミナーに頼らざるを得ないだろ う。外部の研修は、プロがカリキュラムを組んで おり内容は充実しているが、自社にフィットした 内容を学ぶのは難しい。そして、身につけたスキ ルを試すのはどうしても"ぶっつけ本番"になる。

そうした課題をクリアする試みを資生堂がス タートした。社長を始め執行役員までの役職者約 20名に、一人ひとりメンターをつける「リバース メンター制度」を導入したのだ。メンターを務め るのは20~30代の若手社員。つまり「若手社員が 社長を教育する」状況が生まれた。若手社員が教 えるのは、スマートフォンやSNSの使い方など。 役員たちは、学んだ内容を担当部門で活用しなけ ればならない。まさに、立場が逆になったメンタ 一制度というわけだ。若手社員はコミュニケーシ ョンスキルが磨けるとともに、経営層と接するこ とで自らの会社のことをより深く知ることがで きる。役員たちも、若手の好みや行動を理解する ことで商品マーケティングに応用できるほか、そ の立場になると滅多に体験できない「教えられ る」立場になることで、マネジメントスキルをさ らに高められるだろう。

税務会計

非課税とされる住宅の貸付に注意! 契約書の内容で居住用の用途を判断

消費税法上、住宅の貸付は非課税となるが、貸し付ける住宅の内容によっては非課税とされないケースもあるので注意が必要だ。住宅の貸付の範囲は、「その貸付に係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限る」とされている。したがって、実態ではその家屋が居住の用に供されているとしても、居住用という用途が契約書等に明示されていないとすれば、非課税とはならないことになる。

逆に言えば、居住用である旨を明示して賃貸借契約を結んでいるのであれば、その実態が事務所等として事業用に使われていたとしても、契約上、居住用とされている以上は非課税となる。賃料を支払う事業者からみると、その賃料は非課税となり課税仕入れはできないことになる。同様に、事業者が自ら使用しないで、社宅として従業員に転貸するケースなどでも、契約において従業員等が居住の用に供することが明らかであれば非課税とされる。

一方で、貸付期間が1ヵ月未満の場合や、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設の貸付に該当する場合は、住宅の貸付から除外されて非課税とはならない。例えば、旅館、ホテル、貸別荘、リゾートマンション、ウイークリーマンションなどは、その利用期間が1ヵ月以上となる場合であっても、非課税とはならない。ただし、貸家業やいわゆる「下宿」などを含む貸間業は、旅館業法に規定する旅館業には該当しないので留意したい。

今週のキーワード

リバースメンター 制度 米ゼネラル・エレクトリック社のCEOを務め「伝説の経営者」と呼ばれたジャック・ウェルチが広まるきっかけを作ったとされる。自らも若手から指導を受け、ネットサーフィンができるようになったという。部下の本音を知り、心を掴むには最適な手法と言われ、女性が多く活躍することで知られるP&Gでは、若手女性社員が上司の相談相手になり、女性の立場からアドバイスしている。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。